

第百十七号議案

東京都消防関係手数料条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和六年二月二十日

提 出 者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都消防関係手数料条例の一部を改正する条例

東京都消防関係手数料条例（平成十二年東京都条例第百号）の一部を次のように改正する。

別表三の項ホ(1)中「百十八万円」を「百四十五万円」に改め、同項ホ(2)中「百四十一万円」を「百七十二万円」に改め、同表二十の項イ中「六千六百元」を「七千二百円」に改め、同項ロ中「四千六百元」を「五千三百円」に改め、同項ハ中「三千七百元」を「四千二百円」に改め、同表二十一の項中「四千七百元」を「五千三百円」に改め、同表二十六の項イ中「五千七百元」を「六千六百元」に改め、同項ロ中「三千八百円」を「四千四百円」に改める。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。ただし、別表二十の項、二十一の項及び二十六の項の改正規定は、同年五月一日から施行する。

（提案理由）

手数料の額を改定する必要がある。